

安全データシート

改定：2023年11月20日

整理番号：8008

1. 製品及び会社情報

製品名：希硫酸 75%
会社情報
会社名：大和薬品株式会社
住所：〒981-3408 宮城県黒川郡大和町松坂平8丁目3番2号
担当部門：生産物流部
電話番号：022-345-3904
FAX番号：022-345-3906
緊急連絡先：生産物流部 営業部化学品グループ
・電話番号：022-345-3904 022-345-3901

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

健康に対する有害性

急性毒性(吸入・ミスト) 区分2
皮膚腐食性/刺激性 区分1A
眼に対する重篤な損傷性/刺激性 区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1 (呼吸器系)
特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1 (呼吸器系)

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性) 区分3
水生環境有害性 長期(慢性) 区分1

GHSラベル要素

**危険**

危険有害性情報

H314 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷
H318 重篤な眼の損傷
H330 吸入すると生命に危険
H370 臓器(呼吸器系)の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系)の障害
H402 水生生物に有害

H410	長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
注意書き	
安全対策	:
P260	粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
P264	取扱後は手をよく洗うこと。
P270	この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
P271	屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
P273	環境への放出を避けること。
P280	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
P284	【換気が不十分な場所】呼吸用保護具を着用すること。
応急処置	:
P301+330+331	飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
P303+361+353	皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水（又はシャワー）で洗うこと。
P304+340	吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305+351+338	眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308+311	ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
P310	直ちに医師に連絡すること。
P314	気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
P320+P321	特別な処置が緊急に必要である。（「4.応急措置」参照）
P363	汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
P391	漏出物を回収すること。
保管	:
P403+233	換気の良い場所で保管すること。容器を密封しておくこと。
P405	施錠して保管すること。
廃棄	:
P501	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。
他の危険有害性	: 情報なし
GHS分類に関係しない又はGHSで取扱われない他の危険有害性	: 劇物（毒物及び劇物取締法） 腐食性物質（危険物船舶運送及び貯蔵規則、港則法施行規則、航空法施行規則） その他の有害性（特定化学物質障害予防規則 第3類物質）
重要な徴候及び想定される非常事態の概要	: 皮膚に接触すると重度の薬傷を起こし、目に入れば失明することもあ

る。飲み込んだ場合は死亡することがある。加熱した硫酸から出る蒸気を多量に吸入すると上気道から肺組織の損傷を受けることがある。硫酸ミスト又は蒸気を繰返し吸入すると慢性の上気道炎または気管支炎を起こすことがある。また、歯の表面の黒変や歯牙酸食症を起こすこともある。

3. 組成・成分情報

化学物質・混合物の区別

	: 化学物質
化学名又は一般名	: 硫酸
CAS No.	: 7664-93-9
成分及び濃度	: 硫酸(H ₂ SO ₄) 75.0%以上
官報公示整理番号	: (化審法) 1-430

4. 応急措置

吸入した場合	: 硫酸ミスト又は蒸気を吸入したときは、ただちに患者を毛布等にくるみ、新鮮な空気が得られる場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。その後医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	: ただちに多量の流水で洗い続け、医師の診察を受ける。 この場合、アルカリ液などを用いて硫酸を中和してはならない。 部分的に硫酸の付着した衣服はただちに全部脱ぎ取り、多量に付着したときは多量の水で洗い流した後、衣服を脱ぎ取る方が良い。 重度の薬傷あるいは広範囲にわたる薬傷の場合には、速脈、発汗、虚脱のようなショック症状を起こすおそれが多い。 汚染された衣類は再使用する前に洗濯すること。
眼に入った場合	: ただちに多量の水を用いて15分間以上洗い続ける。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その際眼瞼を指で良く開いて、眼球、眼瞼の隅々まで水が良く行き渡るように洗い、医師の診察を受ける。
飲み込んだ場合	: 意識の明瞭なときは、元気づけて口を多量の水で洗わせた後、できれば卵白を混ぜた牛乳を飲ませ、医師の診察を受ける。ただちにこのような処置を取れない場合には多量の水を飲ませる。その際、硫酸を吐かせようとしてはならない。意識を失っているときは、何も与えないで医師に任せる。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

: 腐食性、灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、発赤、痛み、水疱、重度の皮膚熱傷、重度の熱傷、腹痛、ショック又は虚脱。

医師に対する特別注意事項

: 肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を

保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 霧状の水、泡、消火液、不燃性ガス、粉末消火剤が有効である。

使ってはならない消火剤

: 情報なし

火災時の特有の危険有害性

: 加熱により容器が爆発するおそれがある。濃硫酸に水を加えると急激な発熱により突沸し硫酸が飛び散る。水と混合する場合は、水の中に濃硫酸を徐々に加える。

火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

爆発性、引火性いずれもないが、密閉容器内で硫酸によって鉄が侵され、水素が発生した場合は引火、爆発の危険があり、また、高濃度の硫酸が有機物と接触すると発火のおそれがある。

特有の消火方法 : 硫酸自体は不燃性であり、助燃性も無いが、硫酸を取り扱う作業所などでの火災は、霧状の水等を用いる消火器を使用するのが良い。棒状の水を噴射するものは、硫酸飛沫を飛ばすおそれがあるから注意して使用する。容器周辺の火災の場合は、速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

消火を行う者の特別な保護具及び予防措置

: 消火作業の際は保護手袋、保護衣を着用し、目、鼻、口を覆う顔面保護具(ホースマスク)を着用する。メーカーが推奨する化学防護服で耐熱性があれば着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

: 風下の人を避難させる。漏洩した場所の周囲にロープを張るかまたは付近に警告を発するなどして人の立入を禁止する。

漏洩した箇所の修理その他の作業に当たるものは保護眼鏡、保護手袋、保護長靴、保護衣、安全帽などの適切な保護具を着用する。保護具については「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照。

環境に対する注意事項 : 水で洗い流すときは、河川・海域等へ流入して環境を汚染する恐れがあるため注意する。

封じ込め及び浄化の方法・機材

: ポンプを停止するなどによって漏洩を止める。

漏洩事故を起こした場合は必要な処置を行った後、ただちに出荷者又は販売者へ連絡し、必要に応じて消防機関、保健所、警察署へ

通報する。

少量の場合は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度水で希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。多量の場合は土砂等でその流れを止めるか、又は安全な場所に導いて、できるだけ回収に努め、硫酸を吸着した土砂は安全な場所に処分し、硫酸の回収後は、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。

回収した硫酸および回収に使用した資材等は速やかに「13. 廃棄上の注意」に記載してある方法で廃棄する。濃硫酸と他の廃酸を混合すると危険である。濃硫酸と濃塩酸を混ぜると塩酸が脱水され塩化水素ガスが発生する。

装置や電気系統に腐食がないか確認する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い : 硫酸は、安衛法の特定化学物質等障害予防規則(以下、「特化則」)の特定化学物質第3類物質に該当し、特化則に従って取扱う必要がある。特定化学物質作業主任者を選定し、その指示に従って取扱うこと。特化則の適用除外条件に該当する場合も同等の取扱いが推奨される。

その他の関係法規(毒物及び劇物取締法、消防法、労働安全衛生法、労働基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法規)の規制についても遵守すること。

取扱いは換気の良い場所で行う。換気の悪い場所ではガスや蒸気を吸入しないように呼吸系保護具を着用する。

有機物、硫酸塩、炭化物、塩素酸塩、金属粉など反応性の大きい物質と離れた場所で取扱う。

硫酸が直接体に触れないように作業員は必ず適切な保護具を着用し、かつ作業場付近に十分な水を用意しておく。

硫酸容器は破損しないように注意して取扱う。

ポリエチレン容器等の栓をとるときは、酸の噴出のおそれがあるから顔や手を容器の口の上に近づけない。

ドラムの栓を外すときは、ドラムの片側に立って顔を遠ざけて徐々に1回転未満ゆるめ、内部の圧を抜き、さらに徐々にゆるめて取り外す。

容器から硫酸を取り出すときは、容器を固定した後、専用の傾斜装置、安全サイフォンなどを用いて注意深く作業する。

容器の破損や硫酸の噴出などのおそれがあるから、空気圧を用いて取り出してはならない。

硫酸を希釈するときは、必ず水を攪拌しながら硫酸を少量づつ加える。逆にすると急激な発熱によって酸の飛沫が飛ぶことがある。

-
- 硫酸の入っているドラム、タンクローリー、タンク車、貯蔵タンク(いずれも鋼製の場合)の中では水素が発生するおそれがあるから、内容物の有無に拘らずドラム、タンクの近くでの喫煙や火の使用は禁止する。また、これらをハンマーでたたくなど火花を発生するようなことをしてはならない。
- 空の容器は出荷者へ返送する前に硫酸を完全に排出しておく。
- 保管 : 他の薬品、有機物などから遠ざけて貯蔵する。
- 硫酸が漏出しても地下に浸透しないよう床は耐酸材料で施工する。
- ポリエチレンびん等の小型容器は、直射日光をさけてなるべく冷暗所に貯蔵する。
- ドラムの貯蔵が長期に亘るときは、内圧を除くため、毎週1回程度ガス抜きをする。
- 濃度の薄い硫酸は、鉄を溶かす性質があるため、保管は鉛、またはプラスチック等の耐酸材料を使用した容器を用いる。
- 漏出した酸が貯蔵所外に流出しないように適切な流出防止施設を設ける。

8. ばく露防止及び保護措置

- 許容濃度 管理濃度 : 設定されていない。
- 米国労働安全衛生局(OSHA)(2006年)
- : PEL: 1mg/m³(許容暴露限度、1日8時間、週40時間の時間加重平均濃度Permissible Exposure Limit)
- 米国産業衛生専門家会議(ACGIH)(2014年)
- : TLW-TWA: 0.2mg/m³(1日8時間、週40時間の時間加重平均許容濃度胸部 Threshold Limit Value-Time Weighted Average Thoracic fraction)
- 日本産業衛生学会勧告値(2013年度)
- : 1mg/m³(最大許容濃度)
- 設備対策 : 特定化学物質等障害予防規則の適用を受ける場合は、準拠する設備とする。
- 取扱い場所の近くに手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
- 気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つため、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
- 高熱工程でミスト及びガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
- 保護具 : 硫酸を取り扱うときは、作業に応じ下記から適切な保護具を選んで着用する。特定化学物質等障害予防規則の適用を受ける場合は、その規定に従って、保護具の選定、使用及び管理を行うこと。
-

呼吸用保護具	: 酸素呼吸器、防毒マスク(亜硫酸ガス用)等
手の保護具	: 耐酸性(ゴム等)の手袋等 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。 飛沫を浴びる可能性のある時は、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。
眼の保護具	: 保護眼鏡、顔面シールド等
皮膚及び身体の保護具	: 安全帽、安全靴、保護衣、前掛け等
衛生対策	: 取扱後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	: 常温では無色透明の液体。工業用はわずかに着色していることもある。
臭い	: 無臭
融点	: -40°C以下(34%)・-40°C以下(62.5%)・-40°C(74.7%)
凝固点	: -56.4°C(34.6%)・-31.9°C(62.2%)・-39.7°C(72.8%)
沸点又は初留点及び沸点範囲	: 110°C(34.6%)・144°C(62.2%)・180°C(74.4%)
可燃性	: 不燃性
爆発料限界及び爆発上限界／可燃限界	: 不燃性
引火点	: 不燃性
自然発火点	: 不燃性
分解温度	: 340°C (濃硫酸)
pH	: 0.3(1N) 1.2(0.1N) 2.1(0.01N)
動粘性率	: 27mPa・s(20°C)(濃硫酸)
溶解度	: 水への溶解度(20°C):混和する
オクタノール／水分配係数	: Log Pow = -2.20 (推定値)(濃硫酸)
蒸気圧(全圧30°C)	: 23.8mmHg(3.17kPa)(30%) 5.41mmHg(721Pa)(60%) 0.183mmHg(24.4Pa)(80%)
密度及び／又は相対密度(20°C)	: 1.6692 (75%)
相対ガス密度	: 空気=1 3.4(濃硫酸)
粒子特性	: 情報なし
その他	: 鉄等のイオン化傾向の高い金属と反応して水素を発生する。 金属酸化物と反応して硫酸塩を生成する。

水と混合すると発熱する。
加熱を続けると硫酸蒸気を発生する。

10. 安定性・反応性

- 反応性 : 吸湿性がある。
水と混合すると発熱する。
水、有機物と激しく反応して熱を放出する。
危険性はないが、硫酸は空気中の水分を吸収して発熱する場合がある。
- 化学的安定性 : 希硫酸は水と溶解して多量の熱を発生するが、硫酸自体は燃焼しない。
硫酸には酸化性がある。
空気と長く接触していると空気中の水分を吸収して表面が希釈される。
- 危険有害反応可能性 : 硫酸を強熱すると沸点(98.3%で327°C)までは硫酸蒸気が発生するが、98.3%以上の硫酸及び沸点以上では三酸化硫黄の発生が多くなる。
硫酸を1000°Cに加熱すると分解して二酸化硫黄を発生する。
多くの反応により火災又は爆発を生じることがある。
強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。
強酸であり、塩基と激しく反応し、ほとんどの金属に対して腐食性を示して引火性／爆発性気体(水素)を生成する。
水で薄めて生じた希硫酸は、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。
加熱を続けると硫酸蒸気と同時に二酸化硫黄や三酸化硫黄等の有毒ガスを発生する場合もある。
- 避けるべき条件 : 加熱すると、刺激性又は有毒なヒュームやガス(イオウ酸化物)を生成する。
- 混触危険物質 : 鉄等のイオン化傾向の高い金属と反応して水素を発生する。また、塩素酸塩類と接触すると火災や爆発を起こす可能性がある。
水との接触により激しく発熱する。希釈時は必ず攪拌しながら水に硫酸を徐々に加える。この逆に操作すると硫酸が飛散することがある。
- 危険有害な分解生成物 : 燃焼の際は、イオウ酸化物などが生成される。
-

11. 有害性情報

- 急性毒性 : 飲み込んだ場合は重症の障害を起こし、死亡することがある。
- 経口(硫酸) ラット LD50 : 2,140mg/kg(硫酸濃度21.6%)
- 吸入(硫酸ミスト) ヒト TCL0 : 800 µg/m³
- 吸入(硫酸ミスト) モルモット(成熟) LC50 : 50mg/m³・8時間(ミスト粒径1 µm)
-

吸入(硫酸ミスト) ラット LCL0 : 178ppm・7時間
吸入(硫酸) ラット LC50 : >1.01mg硫酸/L air(硫酸濃度10%)
経皮(硫酸) ラット LC50 : 200mg/kg(硫酸濃度10%)
(LD50は50%致死量、TCL0は最小中毒濃度、LC50は50%致死濃度
LCL0は最小致死濃度を表す。)

皮膚腐食性／刺激性 : 皮膚に接触すると重度の薬傷を起こす。
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

: 硫酸が眼に入ると失明することがある。
ヒトでの事故例では前眼房の溶解を伴う眼の重篤な損傷が認められた、ウサギの眼に対して5%液で中程度、10%液では強度の刺激性が認められた及び本物質のpHが1以下であることから区分1とした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性 : データなし

皮膚感作性 : 硫酸の皮膚感作性に関するデータはない。硫酸は何十年と工業的に利用されているが、皮膚刺激作用による皮膚障害がよく知られている一方、皮膚感作性の症例報告は皆無である。

体内には硫酸イオンが大量に存在する(血清中の硫酸イオンは～33 mmol/L、細胞内にはその50倍)が、アレルギー反応は起こらない。

金属の硫酸塩のアレルギー性試験では、金属によるアレルギー性陽性となることはあっても、硫酸イオンでは陰性となることは、硫酸亜鉛での陰性の結果から推定される。以上の結果から硫酸はヒトに対してアレルギー性を示さないとの結論が得られる、とのSIDSの記述から、区分に該当しないとした。

生殖細胞変異原性 : in vivoでは生殖細胞、体細胞を用いたいずれの試験データもなく、in vivo変異原性試験では単一指標(染色体異常試験)の試験系でのみ陽性の結果がある(ATSDR)が、他の指標では陰性であることから、分類できないとした。

発がん性 : 硫酸を含む無機強酸のミストへの職業的暴露については、IARCでグループ1、ACGIHでA2、NTPでKに分類されていることから、IARCの評価及び最近のNTPの評価を尊重し、区分1に分類されるが、硫酸そのものについては、DFGOTでカテゴリー4に分類している他、いずれの機関においても発がん性の分類をしていないことから、分類できないとした。

生殖毒性 : ウサギ及びマウスでの胎児器官形成期に吸入ばく露した試験では、母獣に毒性が認められない用量では、両種ともに胎児毒性及び催奇形性は認められず(SIDS)、また、慢性毒性試験及び発がん性試験においても雌雄の生殖器官への影響は認められず、刺激性／腐食性による直接作用が主たる毒性であることから、生殖毒性を示す懸念はな

いと判断されている(SIDS)ことから、区分に該当しないとした。

特定標的臓器毒性(単回暴露)

: ヒトでの低濃度の吸入ばく露では咳、息切れなどの気道刺激症状が認められており、高濃度暴露では咳、息切れ、血痰排出などの急性影響のほか、肺の機能低下及び繊維化、気腫などの永続的な影響が認められた及びモルモットでの8時間吸入ばく露で肺の出血及び機能障害が認められたことから、区分1(呼吸器系)とした。

特定標的臓器毒性(反復暴露)

: ラットでの28日間吸入ばく露試験では区分1のガイダンス値範囲で喉頭粘膜に細胞増殖が認められ、モルモットでの14～139日間反復吸入ばく露試験では区分1のガイダンス値範囲内の濃度で鼻中隔浮腫、肺気腫、無気肺、細気管支の充血、浮腫、出血、血栓などの気道及び肺の障害が、さらに、カニクイザルでの78週間吸入ばく露試験では、肺の細気管支に細胞の過形成、壁の肥厚などの組織学的変化が、区分1のガイダンス値の範囲の用量(0.048mg/L、23.5Hr/Day)で認められたことから区分1(呼吸器系)とした。
また、長期間にわたって吸入すると更に重度の呼吸器疾患を起こすおそれがある。また、歯牙酸食症を起こすこともある。

誤えん有害性 : データなし

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性(急性)

: 水生生物に有害
魚類(ブルーギル)の96時間LC50 = 16-28mg/L (SIDS,2003) から、区分3とした。

水生環境有害性(慢性)

: 慢性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中動態が不明であるが、魚類(カダヤシ)の45日間NOEC(成長)(pH6.0) = 0.025mg/L (OECD SIDS:2001)であることから、区分1となる。カダヤシは卵胎生のため、本来分類に結果を利用できないが、対象物質の成長への影響が大きく、他の魚種で同等以上の毒性が予測されることから使用した。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、無機化合物につき環境中動態が不明であるが、甲殻類(オオミジンコ)の24時間LC50 = 29mg/L (OECD SIDS:2001)であることから、区分3となる。
以上の結果から、区分1とした。

残留性・分解性 : データなし

生体蓄積性 : データなし

土壌中の移動性 : データなし
オゾン層への有害性 : データなし

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 「7.取扱い及び保管上の注意」の項を参照しながら、そのまま廃棄せず、消石灰などで中和してから「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って廃棄する。
廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- 汚染容器・包装 : 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。
-

14. 輸送上の注意

- 「7.取扱い及び保管上の注意」の項を参照すること。
- 国連番号 : 1830
品名 : 硫酸(濃度が51質量%を超えるもの)
国連分類 : 8(腐食性物質)
容器等級 : II
海洋汚染物質 : Y類分類
港則法 : 腐食性物質
船舶安全法 : 腐食性物質
航空法 : 腐食性物質
- MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質 : 該当
- 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策 : 他の物質との混載はなるべく避ける。
硫酸の容器への充填、容器の移動、積込み、荷降ろし等の作業を行うときは、適切な保護具を着用する。
衝撃、転倒、墜落等によって容器から硫酸が洩れたり、飛散したりしないように慎重に取扱う。
車両で多量の硫酸を運搬するときは、できるだけ交通量の少ない道路を選び、硫酸の漏出などのため災害が発生したときには、応急処置を
-

講じ、必要に応じて消防機関、保健所、警察署などに連絡する。(「6. 漏出時の措置」の項を参照すること。)

車両で運搬する場合、積替え、休憩、車両事故などのため一時停止するときは、できるだけ安全な場所を選ぶ。

移送時にイエローカードの保持が必要。

他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。

他の危険物のそばに積載しない。

国内規制がある場合の規制情報

陸上規制情報 : 毒劇法及び道路法の規定に従う。

海上規制情報 : 船舶安全法、港則法及び海洋汚染防止法の規定に従う。

航空規制情報 : 航空法の規定に従う。

緊急時応急処置指針番号

: 137

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法 第2条 劇物 別表第2(89硫酸)

・毒物及び劇物取締法施行令 第40条の5の2(運搬方法)

: 1 厚生労働省で定める距離を超えて運搬する場合には、車両1台について運転手のほか交代して運転するものを同乗させること。

別表第2(23硫酸及びこれを含有する製剤[硫酸10%以下を含有する物を除く]で液体状のもの)

・毒物及び劇物指定令 第2条 劇物

: 104 硫酸を含有する製剤。ただし硫酸10%以下を含有する物を除く。

・毒物及び劇物取締法施行規則

第4条の2(農業用品目販売業者の取扱う劇物)

: 別表第1劇物(62硫酸及びこれを含有する製剤。ただし硫酸10%以下を含有する物を除く。

第4条の3(特定品目販売業者の取扱う劇物)

: 別表第2(20硫酸及びこれを含有する製剤。ただし硫酸10%以下を含有する物を除く。

労働安全衛生法 第57条の2(文書の交付等)

・労働安全衛生法施行令

: 第6条(作業主任者を選任すべき作業)別表第3 第3類物質

第18条の2(名称等を通知すべき危険物及び有害物)別表第9(613硫酸)

・労働安全衛生規則

: 第34条の2(名称を通知すべき危険物及び有害物)別表第2の2硫酸(1重量%未満を除く)

・特定化学物質等障害予防規則

： 第2条(定義等)特定化学物質 第3類物質 別表第2(9硫酸 ただし、含有率が1重量%以下のものを除く。)

第27条 (特定化学物質等作業主任者の選任)

労働基準法 第75条第2項(療養補償)

・労働基準法施行規則

： 第35条(業務上の疾病の範囲)別第1の2 第4号1 (化学物質等による疾病)

・厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示

： 硫酸(皮膚障害、前眼部障害、起動・肺障害又は歯牙酸食)

消防法 第9条の3(圧縮アセチレンガス等の貯蔵、取扱いの届出)[消防活動阻害物質]

・危険物の規則に関する政令

： 第1条の10(無水硫酸200kg以上)別表第2(16硫酸200kg以上)

・危険物の規則に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令

： 第2条(65硫酸を含有する製剤[硫酸60%以下を含有するものを除く])

麻薬及び向精神薬取締法

・麻薬及び向精神薬取締法施行規則

： 第45条の5(輸出及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量)

硫酸及びこれを含有する物(硫酸20kgを含有する量)

第45条の8(適用除外)硫酸10%以下

・麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令

： 第4条(麻薬向精神薬原料)(10硫酸)

外国為替及び外国貿易管理法 指定貨物

・輸出貿易管理令 第2条(輸出の承認)別表第2

第4条(特例)別表第7

・輸入貿易管理令 第4条(輸入の承認)輸入公表(濃度10%超、20kg超)

大気汚染防止法

・大気汚染防止法施行令

： 第10条(特定物質)

水質汚濁防止法

・水質汚濁防止法施行令

： 第3条の3(指定物質)15硫酸

海洋汚染等及び海上災害に関する法律

・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

： 第1条の2(海洋環境の保全の見地から有害である物質)別表第1 Y類物質

船舶安全法

・危険物船舶運送及び貯蔵規則

： 第3条(分類等)腐食性物質
第108条(腐食性物質の運送に使用する容器及び包装)

・船舶による危険物の運送基準を定める告示

： 第2条(危険物等)別表第1腐食性物質 UN No.1830硫酸(濃度が51質量%を超えるもの)UN No.2796硫酸(濃度が51質量%以下のもの)
第2条(危険物等)及び第3条(項目等)別表第8の3腐食性物質 UN No.1830、2796

港則法

・港則法施行規則 : 第12条(危険物の種類)腐食性物質 UN No.1830、2796

航空法 第86条(爆発物等の輸送禁止)

・航空法施行規則 : 第194条(輸出禁止の物件)腐食性物質

・航空機による爆発物の輸送基準等を定める告示

： 第2条(分類及び区分)腐食性物質
別表第1 硫酸(濃度51質量%以上で希釈されたもの)、硫酸(濃度51質量%以下のもの)

道路法

・道路法施行令 : 第19条の13(車両の通行の制限)通行制限物質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

： 第15条 廃酸、廃アルカリの中和等の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、管轄する都道府県知事の許可を受ける。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 第8条(製造数量等の届出)

・化審法施行令 : 第5条 法第8条第1項第2号(同条第2項において準用する場合を含む)の政令で定める数量は1トンとする。

16. その他情報

引用文献等 : 原体製造メーカーSDS

本安全データシート(SDS)は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しておりますが、全ての情報を網羅しているわけではありません。その後、新たな情報や修正が加えられる場合もありますので、万一ご使用時期が大幅にずれ込む場合や、ご懸念を抱かれた場合には改めて弊社にご相談下さい。SDS記載内容は安全な取扱いを確保するための参考情報であり、いかなる保証をするものではありません。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施してください。